

令和6年5月1日

理事（相談役）各位

愛知県自動車車体整備協同組合

第184回理事会議事録

1. 招集年月日：令和6年3月10日
2. 開催日時：令和6年4月26日（金） 午後2時00分～午後4時30分
3. 開催場所：愛知県自動車会館5階会議室
4. 理事定数：16名
5. 出席者：名簿のとおり理事9名監事1名
6. 議事の経過要領及び議案の議決結果
専務理事の司会により午後2時開会
議事に先立ち専務理事より本日の理事会には理事9名の出席があり定款45条を満たしていることから有効に成立しているとの報告があった。

I 平岩理事長挨拶

本日は連休前のお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
理事長を拝命して2期目を迎えますので引き続きご協力の程よろしくお
願いします。

特定整備認証は猶予期間が終わり、5月末で組合員の約85%112社
が認証を取得しました。まだ取得していない組合員に対して引き続き取
得を促すとともに、未認証行為防止のための理解を促して参ります。

昨年組合員の実態調査を行いました。まだ15社程度にとどまってい
ます。調査をさらに進め、未認証組合員が電子制御装置整備実施可能な
組合員に整備依頼できる仕組みを構築して、組合全体が連携して、車体
整備の需要にこたえられるような方向付けを役員一丸となって取り組ん
でいきますのでどうぞご協力をお願いします。

令和5年度の決算報告、令和6年度の事業計画等を主体に総会向けの
審議となっていますので、スムーズな議事運営にご協力いただけますよ
うお願いいたします。

それでは理事会での審議を宜しくお願いいたします。

II 議題

「審議事項」

1・賛助会員の加入について（継続審議）

専務理事より賛助会員加入の提案があり、審議依頼があった。

TCB 協同組合 代表理事 小林俊介

・名古屋市中川区野田 1-520 電話：052-433-2812

FAX:052-387-7812

・事業内容

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の管理団体

- *外国人技能実習生共同受注事業
- *外国人技能実習生共同受入に係る職業井紹介
- *組合員の取り扱う消耗品の共同購買
- *組合員の福利厚生に関する事業部・TCB 協同組合)

以上について、理事各位に諮ったところ拍手多数により全員異議なく承認した。

2. 組合員の入会について

専務理事より、以下 3 社の組合員入会の提案があり、審議依頼があった

①ボディガレージコザワ

一宮市今伊勢町馬寄字上沼 6-3

代表者：小沢 竜一

自動車の車体整備（鈑金塗装）販売

②Body shop Jack ボディショップジャック

稲沢市石橋 1 丁目 156

代表者：平野 武彦

自動車の車体整備（鈑金塗装）

③(有)開成ボデー

一宮市篁屋 1-2-15

代表者：杉浦 謙二

自動車の車体整備（鈑金塗装）

特定整備取得希望

④(有)瀬戸ボディー

瀬戸市白山町 1-54

代表者：羽田 大輔

自動車の車体整備（鈑金塗装）

以上について、理事各位に諮ったところ拍手多数により全員異議なく承認した。

3. 組合員のためにする損害保険代理店事業について

専務理事より以下の提案があり審議依頼があった

損害保険代理店事業について、平成 27 年から 1 件の加入者がなく、保険代理店登録している損保ジャパンから、代理店登録解除するか加入者数を増やすか選択を迫られている。現状では愛車協事務局での加入者が増える見込みがなく、損保ジャパンの代理店登録を一旦解除し、今後新たに組合員から要望があれば契約したい

以上について、理事各位に諮ったところ拍手多数により全員異議なく承認した。

4. 令和 5 年度決算報告について

専務理事より配付された資料、「令和 5 年度決算報告及び剰余金処分(案)について」（第 2 号議案）について説明があり、審議依頼あった

以上について、理事各位に諮ったところ拍手多数により全員異議なく承認した。

5. 通常総会の資料について(案)

専務理事より「第20回通常総会」の第1号・3号・4号・5号・6号各議案について説明があり、審議依頼があった。

以上について、理事各位に諮ったところ拍手多数により全員異議なく承認した。

6. 退任に伴う役員改選の件について

専務理事より「第20回通常総会」の7号議案について以下の説明があり審議依頼があった。

以上について、理事各位に諮ったところ拍手多数により全員異議なく承認した。

「報告事項」

7. 通常総会の運営について（別添付略）

専務理事より通常総会の運営について以下のとおり説明があった。

総会の日程は次のとおりとしたい

日時：令和6年5月22日（水）14時～

場所：愛知県自動車会館5階

役割分担は次のとおりとしたい

- ・司会進行：長谷副理事長
- ・開会のことば：飯島副理事長
- ・総会の議長：戸澤副理事長
- ・第1号議案～第7号議案の説明：正治専務
- ・閉会のことば：飯島副理事長

総会資料は例年通り出席者は当日配布、欠席者は総会后送付する。

8. 令和6年度車体整備士養成講習について

専務理事より以下のとおり説明があった。

令和5年11月30日付け発出の「令和6年度車体整備士養成講習会開講について」のアンケート結果により現在10名ほどの受講者があり、今年度も開催しますが、受講者20名程度ない場合は、開講できないため皆様のご協力をお願いします。

9. 日車協連の動きについて

「平岩理事長からの説明」

賦課金について：日車協連が事業（主に弁護士費用）を行うためには、400万円から460万円の資金が必要です。これは現行の所属員数単価140円から100円の値上げにより、愛車協では月額109,066円（令和5年度の所属員数）と前回の理事会で決定した。

団体交渉について: 組合法に基づき、大企業が組合員として加入している場合、団体交渉は行えない。

日車協連の方針: 企業は賛助会員として、または退会することにより、令和6年度末までに団体交渉を実施します。損保が提案する令和5年3月の指数単価約7,000円に対して、最低17.5%以上(約1,200円)の増額で団体交渉を行う。

交渉後の対応: 事故車の保険対応単価などの詳細はまだ明らかになっていません。最低増額に対して、コンプライアンスチェックシートに基づいて上乘せし、各事業者で個別交渉が行う方針。

団体交渉の実施: 団体交渉を実施し、土壇場で成立しなかった場合、長年の関係がある4社の大企業組合員に対して示しはつかない状況となる。

「各理事からの主な意見」:

- ・中部車協連との関係が悪化しないよう、愛知は慎重に事を進める必要がある。
- ・1,000円の増額により、直接の需要だけが上昇しても意味がない。
- ・団体交渉が失敗し、賦課金だけが上昇してしまい、大企業の組合員との関係が断絶してしまうと、手遅れになる。
- ・日車協が試みていることには無理があり、基本的に料金は各個社が決定するもの。
- ・損害保険会社が提示した金額に、各個社が使用する数値を計算し、物価上昇率に消費者物価指数(CPI)を乗じて算出して交渉する。
- ・ディーラーが下請けを潰さないレートを示してほしい。
- ・団体交渉で決定した金額に、組合員全員が納得するかどうかは不明です。
- ・団体交渉で想定される低い金額では、事業を続けることができず、愛車協を退会することも検討する。
- ・保険会社との交渉ではなく、ディーラーのBP工場との交渉で値上げを実施する方が動きやすい。
- ・団体交渉よりも個別交渉の方が良い。
- ・指数を使用せず、レートは安くても高くなる工数をしっかりと把握していないため、レートに縛られることがある。
- ・自研センターを味方につけて交渉を進めれば、うまく事が進むと考える。

「平岩理事長」

- ・愛知としては、先走って事を進めないように慎重に進める必要があります。場合によっては日車協連からの休会も含めて検討する。
- ・団体交渉ではなく、愛知独自の組合員それぞれの商売の仕方に基づいて、顧客が納得し、商売が続けられるような方策も考えていく。

以上で予定していた議事すべてが終了したので、午後4時30分に閉会した。